

# 建築設計業務委託特記仕様書（参考）

## I 業務概要

1. 業務名称 京丹後市庁舎増築棟整備基本・実施設計業務委託
2. 計画施設概要
  - (1) 施設名称 特記仕様書別紙による
  - (2) 敷地の場所 特記仕様書別紙による
  - (3) 施設の用途 庁舎及び倉庫  
(平成31年国土交通省告示第98号 庁舎 別添二第四号第2類  
倉庫 別添二第一号第1類とする)
3. 設計と条件
  - (1) 敷地の条件
    - a 敷地の面積 特記仕様書別紙による
    - b 用途地域及び地区の指定 特記仕様書別紙による
  - (2) 施設の条件
    - a 施設の延面積 特記仕様書別紙による
    - b 主要構造 特記仕様書別紙による
    - c 耐震安全性の分類  
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年制定）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。（○印を適用する。）
      - 1) 構造体 Ⅰ Ⅱ Ⅲ 類
      - 2) 建築非構造部材 A B 類
      - 3) 建築設備 甲 乙 類
  - (3) 建設の条件
    - a 工事費  
(総事業費概算) 京丹後市庁舎増築棟整備基本計画による
    - b 工事工期 京丹後市庁舎増築棟整備基本計画による
  - (4) その他の与条件 特記仕様書別紙による
  - (5) 業務委託工期 17ヶ月程度

**【電子納品対象業務】**  
電子納品の対象範囲については、「Ⅱ業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（平成31年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

### 2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

#### (1) 一般業務

##### (a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

##### (b) 実施設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
□		

#### (2) 追加業務

##### 基本・実施共通

委託	業務内容	特記事項
☑	積算業務 <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
☑	透視図作成（5）枚 大きさ（A3） 額の有無（有）	
□	透視図の写真作成（ ） カット 枚数各（ ） 枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	模型製作 縮尺 (1/200程度) 主要材 (スプレホート®) ケースの有無 (無し)	
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input checked="" type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	確認申請手続き業務 業務完了までに審査が完了すること	
<input type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
<input checked="" type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input checked="" type="checkbox"/>	日影図の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	京都府福祉のまちづくり条例手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	現地調査 (一般調査)	
<input type="checkbox"/>	壁面 (クラック・爆裂) 調査	
<input checked="" type="checkbox"/>	アスベスト含有建材の調査 (設計図書確認・現地建材確認等)	
<input checked="" type="checkbox"/>	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく再エネ設備の導入設置検討業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	開発許可申請 (敷地測量業務含む)	
<input checked="" type="checkbox"/>	地盤調査業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	ZEBプランニング業務 (補助申請含む)	

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。  
なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法 (昭和25年法律第202号。以下同じ。) 第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。  
建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号 (建築士法施行規則 (昭和25年建設省令第38号。以下同じ。) 第17条の35の登録を受けている場合) を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準	平成	28	年制定	
建築設備工事設計図書作成基準	平成	30	年版	
建築設計基準	令和	元	年改定	
建築構造設計基準	平成	30	年制定	
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成	25	年制定	
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成	8	年制定	
木造計画・設計基準	平成	29	年改定	
建築設備計画基準	平成	30	年版	
建築設備設計基準	平成	30	年版	
建築設備設計計算書作成の手引	平成	30	年版	
建築設備耐震設計・施工指針		2014	年版	
昇降機耐震設計・施工指針		2016	年版	
雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成	28	年版	
構内舗装・排水設計基準	平成	27	年制定	
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成	31	年版	
公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	平成	31	年版	
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	平成	31	年版	
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）	平成	31	年版	
公共建築木造工事標準仕様書	平成	31	年版	
建築物解体工事共通仕様書	平成	31	年版	
敷地調査共通仕様書	令和	元	年改定	
建築工事標準詳細図	平成	28	年版	
公共建築設備工事標準図（電気設備/機械設備工事編）	平成	31	年版	
建築工事監理指針	令和	元	年版	
建築改修工事監理指針	令和	元	年版	
電気設備工事監理指針/機械設備工事監理指針	令和	元	年版	
公共建築工事積算基準	平成	28	年12月版	
公共建築数量積算基準	平成	29	年版	
公共建築設備数量積算基準	平成	29	年版	
公共建築工事標準単価積算基準	令和	2	年改定	
公共建築工事積算基準等資料	令和	2	年改定	
京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項	令和	元	年度	貸与
京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料	令和	元	年度	貸与
京都府建設交通部営繕課 電気/機械設備工事積算参考資料	令和	元	年度	貸与
営繕工事積算チェックマニュアル	平成	30	年版	
学校給食実施基準	最新		版	
学校給食衛生管理基準	最新		版	
大量調理施設衛生管理マニュアル	最新		版	
京丹後市学校給食衛生管理マニュアル	最新		版	

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去5年間の同種又は類似業務の実績、過去5年間に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去5年間の同種又は類似業務の実績、過去5年間に担当した官公庁発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、過去5年間の同種又は類似業務の実績
- (d) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力がある場合）
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・過去5年間の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (f) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行

プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

- 注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。
- 注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督員の確認を受けること。
- 注3) 業務を再委託する場合は、設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- 注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。
- 注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。
- 注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督員に報告すること。
- 注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。
- 注8) 「過去5年間の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。
  - ① 過去5年間に完成した施設の設計業務実績
  - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

#### (4) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
- 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士または建築士法第2条3項に規定する二級建築士
- 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

#### (5) 貸与資料等

貸与する資料等  適用基準等のうち、貸与とされているもの



本設計業務委託は電子納品対象業務です。

京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）に基づき図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品欄のとおりです。

ガイドライン掲載ページ：<http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計☑

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
☑	基本設計図	1部	1部	☑対象
☑	設計説明書	1部	1部	☑対象
☑	工事費概算書	1部	1部	☑対象
	《建築構造》			
☑	基本構造計画案	1部	1部	☑対象
☑	構造計画概要書	1部	1部	☑対象
	《設 備》			
☑	基本設計図	1部	1部	☑対象
☑	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	☑対象
☑	工事費概算書	1部	1部	☑対象
	《そ の 他》			

(2) 実施設計☑

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
☑	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	☑対象
☑	構造計算書	1部	1部	☑対象
☑	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部+縮小2	☑対象
☑	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	☑対象*
☑	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	☑対象
☑	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	☑対象
	《設備工事》（電気・機械） ※工事金額500万円以上は分離発注			
☑	設備設計図	1部+縮小1	1部+縮小2	☑対象
☑	設備設計計算書	1部	1部	☑対象
☑	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	☑対象*
☑	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	☑対象
☑	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	☑対象
☑	建築確認申請書	1部+CD-R	2部	☑対象

<input checked="" type="checkbox"/>	日影図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書(建築、電気、機械)	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図(鳥瞰、外観、内観等)	1式	1部(写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	模型 ( )	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input checked="" type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書(現地調査、施設調査等)	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	壁面(クラック・爆裂)調査結果	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空気中アスベスト濃度調査結果(ヶ所)	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建材のアスベスト含有調査結果(9ヶ所)	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	保温材のアスベスト含有調査結果(1ヶ所)	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

注 \* =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。

縮小=縮小版(A3判)の原図、製本を提出。(写真)=額入りとする。

図面=原図(図面ファイル入)、製本(背張り製本)。書類=正本、副本(フラットファイル綴程度)。

5. その他の特記事項

(1) 現地調査

- (a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、汚水等）  
測量等の方法 ~~□専門業者による測量及び調査~~  
設計事務所職員等による測定及び調査

(b) 構造計画に伴う地質調査

国土交通大臣官房官庁営繕部監修 敷地調査共通仕様書によるボーリングとする。

・ボーリング

機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

掘削位置：基本設計時の建物位置を基本とし増築棟3箇所、倉庫棟1箇所とする。詳しい位置については監督員と協議の上決定すること。

孔径、深さ及び箇所数：ホールφ86mm 箇所数4箇所

土質区分（掘削長さ）：φ86mm 全長25m×3箇所 全長20m×1箇所

粘土・シルト層 3.5m 3.5m

砂・砂質土層 4.0m 4.0m

礫混じりの土砂層 6.0m 6.0m

軟岩 11.5m 6.5m

計 25.0m 20.0m

・サンプリング

サンプリング方法：

乱れた試料－標準貫入試験により得られた試料とする

サンプリングの位置：協議により決定する

孔径、深さ及び箇所数：

乱れた試料－φ86mm 箇所数1箇所

・孔内水平載荷試験：標高15m付近で行う

・物理試験

試験の種別及び試料数

土の湿潤密度試験 1試料

土の細粒分含水率試験 45試料

土の液状限界試験 1試料

土の塑性限界試験 1試料

・変形、強度試験

試験の種別及び試料数

一軸圧縮試験 1試料

・圧密試験

試験の種別及び試料数

段階載荷圧密試験 1試料

・その他

支持層は、N値50以上の層厚5m以上を確認すること

ボーリング各地点について、FL値、Dcy値、PL値から液状化判定を行うこと（地表面水平加速度200cm/s<sup>2</sup>、350cm/s<sup>2</sup>）

地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。

なお、地質調査業務を再委託する場合は、発注者の承諾を得ること。また、この場合受注者は、再委託先との契約内容を書面により明確にして、再委託先に対し適切な指導、管理のもとに地質調査業務を実施させること。

- (c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材のアスベスト含有調査  
石綿の含有の可能性のある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。  
処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。

分析箇所数・・・総計10箇所  
(外部シーリング材：1箇所)

※アスベスト含有調査は、下記項目のいずれかを有する者が実施すること

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

- (d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査  
受変電設備機器、照明器具安定器、クーキング等について、調査を行うこと。（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）
- (e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査  
別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。
- (f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査  
敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いか、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。  
損傷の恐れが有る際は、有効な仮設計画を講ずること。
- ~~(g) 電波障害調査(調整要)~~  
~~既設テレビ電波障害対策設備受信部(解体建物塔屋に設置)の移設先選定のための電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。~~
- (h) 設備機器等調査  
既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、充分な調査を行うこと。

## (2) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書は、本府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

## (3) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合には、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることと

- し、計算にあたってはあらかじめ監督員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。  
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
  - (e) 積算内訳書の作成は、別紙1による。
  - (f) 単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積りによることとし、3社以上の見積りを徴すること。その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）  
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
  - (g) 諸資材は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。
  - (h) 使用木材における杉、ひのきについては、京都府内産木材、京都木材規格材の採用を検討すること。
- (4) 検査等
- (a) 提出した設計図書は、本市の検査に合格しなければならない。  
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
  - (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。
- (5) 成果物の取扱い
- 提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。
- (6) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）
- 500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。

『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

京都府建設交通部営繕課

今回の設計業務委託のうち、工事費の積算については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書作成システムによって入力したCD-Rを提出して下さい。

RIBC2については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書作成システム利用契約を結び、本市より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するCD-Rのフォーマット形式は、京都府電子納品運用ガイドラインに従い、IS09660（レベル1）として下さい。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

記

\*営繕積算システムRIBC2の問い合わせ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33

契約関係 TEL:03-3434-3290

システム関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

利用契約の経費  
内訳書作成システムの契約にあたっては、  
利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円〔消費税別〕が必要です。  
※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システムCD-R及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1セット@5,000円〔消費税別〕（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

\*RIBC2の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

Windows版の場合

	RIBC2
OS	Windows 10 Windows 8.1 Windows 7 SP1
	.NET Framework 4.5.2以上のインストールが必要
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布

一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

## 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成31年国土交通省告示 第98号の業務内容	第	適用	業務内容
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△	「整備基本計画」に基づき、諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他の諸条件を、設計条件として整理する。
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	発注者から提示される要求の内容に変更が生じた場合、又は内容に食い違いが生じた場合においては、発注者に説明を求め又は協議する。
	(2) 法律上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を整理する。
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	基本設計に必要な範囲で、確認申請を行う為に必要な事項について関係機関との打合せを行う。
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○	基本設計に必要な範囲内で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△	設計条件に基づき、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程表等を立案し、業務計画書を作成する。
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	△	業務計画書に基づき、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
	(5) 基本設計図書の作成		○	基本設計方針に基づき、発注者と協議の上、基本設計図書を作成する。
	(6) 概算工事費の検討		○	基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事費概算費を作成する。
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		△	基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、配置計画、設備計画等を協議する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図説明書により、基本設計内容の総合的な説明を行う。
実施設計等に関する業務	(1) 要求の確認	i) 建築主の要求等の確認	△	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計上の修正を行う。
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△	基本設計以降の状況の変化によって、施設の機能、規模、予算等、基本的条件に大幅な変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する場合には、発注者と協議する。
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○	確認申請を行う為に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△	基本設計に基づき、意匠、構造、設備の各要素について検討し、業務計画書を修正する	

	ii) 実施設計のための基本事項の確定	△	基本設計段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計の為の基本事項を確定する。
	iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に対して文章にて説明する。
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	△	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその仕様、工事材料、寸法、細部の形状、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工にかんする情報(工法等)を具体的に表現する。
	ii) 確認申請図書の作成	○	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な確認申請書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		○	実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく工事に通常要する費用を積算し、積算図書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		△	実施設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について協議する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。
設計意図伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	×	

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

別表 2

基本設計（改修工事に適用）に係る図面目録について（参考）

本業務は下記の図面目録を参考に、基本設計の成果品をとりまとめること。

※1 本図面目録は、基本計画時に想定した参考資料であり、基本設計の成果を拘束するものではない。基本設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督員と協議すること）

※2 実施設計の成果として、本図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）

峰山庁舎

工事区分	図名	枚数	備考
建築意匠	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・附近見取図	1	仮設計画
	仕上表	1	内装改修
	平面図	2	内装改修・什器等配置
	屋根伏図	1	防水改修
	立面図	1	外壁改修
電気設備	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・立面図	1	
	系統図	1	空調・LED改修
	機器姿図・仕様書	1	空調・LED改修
	新設 配線図・平面図	1	空調・LED改修
	撤去 配線図・平面図	1	空調・LED改修
機械設備	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・立面図	1	
	機器表	1	空調改修
	系統図	1	空調改修
	新設 配管・ダクト平面図	1	空調改修
	撤去 配管・ダクト平面図	1	空調改修

大宮庁舎

工事区分	図名	枚数	備考
建築意匠	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	1	内装改修
	平面図	2	内装改修・什器等配置
電気設備	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・立面図	1	
	系統図	1	空調・LED改修
	機器姿図・仕様書	1	空調・LED改修
	新設 配線図・平面図	1	空調・LED改修
	撤去 配線図・平面図	1	空調・LED改修
機械設備	特記仕様書	1	計画説明書
	案内・配置図・立面図	1	
	機器表	1	空調改修
	系統図	1	空調改修
	新設 配管・ダクト平面図	1	空調改修
	撤去 配管・ダクト平面図	1	空調改修

別表 3

実施設計（解体工事・駐車場整備に適用）に係る図面目録について（参考）

本業務は下記の図面目録を参考に、実施設計の成果品をとりまとめること。

- ※1 本図面目録は、基本計画時に想定した参考資料であり、実施設計の成果を拘束するものではない。実施設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督員と協議すること）
- ※2 実施設計の成果として、本図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）

既存防災倉庫解体

工事区分	図 名	枚 数	備 考
建築意匠	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	1	
	平面図	1	
	屋根伏図	1	
	立面図	1	
	断面図	1	
	建具表	1	
	仮設計画図	1	
建築構造	基礎伏図	1	
	構造伏図	1	
	断面リスト図	1	
	軸組図	1	
電気設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	1	
	案内・配置図・立面図	1	
	分電盤	1	
	系統図	1	
	機器姿図・仕様書	1	
	撤去 配線図・平面図	1	
機械設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	1	
	案内・配置図・立面図	1	
	機器表	1	
	系統図	1	
	撤去 配管・ダクト平面図	1	

峰山総合福祉センター倉庫解体（4棟）

工事区分	図 名	枚 数	備 考
建築意匠	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	1	
	平面図	2	
	屋根伏図	2	

	立面図 断面図 建具表 仮設計画図	2 2 2 1	
建築構造	基礎伏図 構造伏図 断面リスト図 軸組図	1 1 1 1	
電気設備	図面リスト 特記仕様書 案内・配置図・立面図 分電盤 系統図 機器姿図・仕様書 撤去 配線図・平面図	1 1 1 1 1 1 1	
機械設備	図面リスト 特記仕様書 案内・配置図・立面図 機器表 系統図 撤去 配管・ダクト平面図	1 1 1 1 1 1	

峰山総合福祉センター駐車場整備

工事区分	図 名	枚 数	備 考
建築意匠	図面リスト	1	
	特記仕様書	1	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	部分詳細図	1	
	外構図	1	